

第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年(2015年)5月13日(水) 15:00~17:00
- 2 場 所 県庁本館4階4A会議室
- 3 出席者 甲津委員長、柴原委員、梁川委員、富永委員、住本委員
事務局：教育次長、学校教育課

4 会議概要

■教育次長あいさつ

■委員自己紹介

■会議の成立確認

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定により、委員の半数以上の出席により成立

■委員長職務代理者の指名

○桜井委員の辞任に伴い、富永委員を新たに委員長職務代理者として選任

■会議の公開・非公開について

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領の第5条第1項の規定により原則公開となっており、それに従って今回の議題等についてはすべて公開に決定

■議題

○議題(1)平成26年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る本県の取組について

(委員長)

それでは議題(1)としまして、「平成26年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る滋賀県の取組」について審議します。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料1の「平成26年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」の3ページをお開きいただけますでしょうか。なお、この資料は前年度配布しましたものですが、前回の12月までの実施状況を26年度分の実施結果及び成果と課題に修正させていただいております。さらに25ページには、資料2としまして「平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」を一覧にさせていただきました。この2つにつきましては、すでに委員の皆様には配布させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。41ページの資料3にありますように、昨年3月に中間の答申をいただきまして、次の42ページよりその答申を添付させていただいたところです。

そこで、議題1でございますが、答申をいただいた中で県としてどのような観点で取組をしているのかにつきまして、簡単に46ページにまとめております。このことにつきまして、いろいろな観点で御意見を賜りたいと思っております。

46 ページをご覧ください。ここには、答申に基づく取組としまして、諮問事項「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。」の中の答申1につきましては、たとえば本課が開く会議の回数を減らすほか、現在教育委員会で事務削減といった議論もさせていただいているところがあります。また、教員のメンタルヘルスのケアの推進ということにつきましては、職員の研修、心の相談窓口も実施しているところがございます。また、後ほど述べますが、教員の効率削減の中には多忙感による部分も多いことから、専門家を派遣しながら、そういった先生方の多忙感を支援するような取組をしているところです。

次に答申2でございます。「県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。」ということについての取組ですが、滋賀県では中学校、高校に毎週最低1回程度のスクールカウンセラーの配置を行っていました。しかし、小学校におきまして暴力行為、いじめ等、さらに不登校も増えているので、小学校にも力点をおくとのねらいから、本年度は小学校15校ではありますが、研究課題も含めて重点配置をさせていただいたところです。また、スクールソーシャルワーカーにつきましても昨年までは11市町でしたが、今年につきましては全市町19市町に配置及び派遣という形で支援していきたいと考えております。また、会議等において専門的な考え方を広めることが先生方のご負担を減らすことになり、体制の整備につながることから、委員会で御意見いただいたことを踏まえまして、生徒指導指導力向上研修を実施しております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに弁護士といった専門家を活用し、各市町から推薦いただいた方、さらには県立学校から希望者を募り、年6回研修を実施することによって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた体制の整備を図っていきたくと考えています。またスクールソーシャルワーカー事業において、希望者研修を年3回実施しております。平成26年度年3回の研修をさせていただき、第1回124人、第2回133人、第3回78人という、我々の想像を上回る先生が参加されました。こういった取組を継続し、引き続きサポートをしていきたいと考えています。3つ目としまして、この会議で出ておりましたが、事例検討といったことが重要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議について、昨年度の実績としましては、スクールカウンセラーが1027回、スクールソーシャルワーカーが1061回実施しましたが、これらをより浸透させていきたいと考えております。

次に答申3ですが、「「いじめ対策委員会」が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものになるよう、各学校を支援されたい。」という関係機関との連携につきましては、この会議の議題にもなっておりますが、本課としましては指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣しながら、そうした連携のスキルを教員が身につけていくことに継続して取り組んでいきたいと考えております。2つ目として、弁護士や医師、臨床心理士の方により、毎月の相談や緊急支援を行っていただいております。3つ目としまして、警察OBが必要な時に各学校に回って対応し、こうした中でより関係機関との連携がうまくいくような取組を進めていただいております。

4つ目の「貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのよう受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をされたい。」につきましては、昨年度問題となりました「主体的な」という言葉の意味等、我々のメッセージが十分に各学校現場に届いていないということもあり、既に行われました管理職や生徒指導の担当者、市町の教育委員会とのやりとり

の中で我々の願いを伝え周知をさせていただいているところです。

次に 48 ページをご覧ください。諮問事項 2 「教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。」についてです。これにつきましては、先ほどと重複するところではありますが、生徒指導指導力向上研修で、委員会でいただき御意見等を踏まえながら取り組み、またスクールソーシャルワーカー希望者研修も継続していきます。さらに、経験者研修等につきましても、早い段階での対応が必要でありますことから、初任者研修、教職 2 年次研修、10 年経験者研修や生徒指導・教育相談担当者研修会議を毎年開いており、われわれの考えを広めていきたいと考えております。まだまだ十分ではありませんが、今後も答申を踏まえまして、取組を充実させていきたいと思っております。

(委員長)

ただ今の説明につきましてご質問等はございますか。

(委員)

47 ページの答申 3 の生徒指導緊急特別指導員(SST)の内訳について教えてください。

(事務局)

64 ページにポンチ絵に書かせていただきましたが、1 チーム 2 名の 2 チームで、元署長など警察 O B の方が、全域においていろいろな学校に対して対応していただいています。学校数も多いので、特に課題の大きい学校を重点的に訪問してもらい、また要請があった場合には緊急に対応していただいています。

(委員)

研修の参加について先生方への周知の仕方はどのようにされていますか。

(事務局)

たとえば、生徒指導指導力研修につきましては、各市町を通じて推薦いただいております、スクールソーシャルワーカー研修につきましては、希望者を募りまして何名とは限らずに来ていただき研修の機会を作っております。

(委員長)

他にありませんか。

(委員)

46 ページのスクールソーシャルワーカー希望者研修と言うことで、平成 26 年度実績として非常に多くの教員が参加希望されていますが、第 3 回は 78 人と減っていることにつきましては、時期的なことがあると思います。参加希望される方は熱心な先生方と言うことが予想されるわけですが、参加されない方の参加意欲をどう高めていくかということが、一つポイントになると思います。いじめは重大な人権侵害であるということ、「教育は人なり」で教員自身がこういった思いをしっかりとっていくことこそ予防にもつながるという感想を持ちました。

(委員長)

関連して希望者研修の研修内容について補足お願いします。

(事務局)

これにつきましては、具体的な事例検討、アセスメントシートの活用や役割分担のあり方等について、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーにあたる方が、実際に研修にあたっていただいています。この研修は既に平成 25 年度も実施させていただいていたのですが、平成 26 年度が飛躍的に人数が増えたことから、一定周知、啓発が進んでいるものと捉えております。

(委員長)

この研修の中では、具体的な事例についても報告、議論がなされたのですか。

(事務局)

生徒指導指導力研修も含めて、事例検討を入れながら対応していくということを考えており、今後一層取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

昨年度は研修の方に力を入れられているということですが、その成果として 20 ページの、学校評価の中で研修の成果がどのようにあらわれていたのか。もし把握されていたら、重点評価項目というのはどのぐらいあって、どのような体制で自己評価されているのか、評価結果について特徴は何かを教えていただければありがたい。

(事務局)

「項目を入れながら」という部分につきましては周知しましたが、評価の分析につきましては、現在把握していませんので改めて報告させていただきます。

(委員長)

適切な時期にまた御報告をお願いします。

答申書を教育委員会の方へ提出させていただきましたが、中身につきましては、各学校現場にはどのような形で周知されているのか、またこのようなことはされていないのか、教えてください。

(事務局)

答申書自体は対象が教育委員会であることから、学校には配布しておりませんが、中身につきましては管理職が集まった会議等において、できる限り学校に取り組んでいただくことにつきまして、口頭で伝えさせてもらっています。

(委員長)

事務局におかれましては、委員各位からありました意見を受けてより実効的な対策を図られるようお願いいたします。

○議題（２）滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の平成 26 年度からの継続審議事項について

(委員長)

続きまして、議題（２）に移らせていただきます。先ほど事務局から説明のありました資料 5、48 ページ最後に継続して協議する事項が載っています。1 つ目がアンケートのあり方や位置づけについて、2 つ目が調査マニュアルについて、3 つ目が関係機関

との連携について、これは福祉機関、医療機関、警察等との司法機関との連携についてであります。この警察等との連携につきましては、スクールポリスの問題も含まれているという理解をしておりますが、皆さんそれでよろしかったでしょうか。それでは、継続審議につきまして協議をしたいと思います。まず、方向としまして、今回審議するのか、次回以降も審議をするのかを含めて御意見いただければありがたいです。まず、アンケートのあり方や位置づけについてです。この件について、事務局より説明願います。

(事務局)

昨年度2回にわたりアンケートのあり方等を御議論いただきましたところですが、49ページを御覧ください。昨年度小中学校におきまして、重大事態となるような事案もございましたが、そのときの反省点としまして、アンケート調査には回答がない状況で発生した事案があったことから、以前もお伝えしたのですが、アンケートの見直しを図らせていただいたところです。49ページの通知文にありますように、ここにはいろいろな留意点を盛り込みまして、例えばいじめられていても本人が否定することも多々あるということや、過去にいじめを受けた経験のある子については継続的な関わりをすること、またアンケート調査に答えにくい児童生徒もいるということで、このようなアンケート項目にさせていただきました。51ページの「心のアンケート」の特徴は、委員会でも御意見がありましたが、ストレスチェックに近い形で子どもの声を聴こうとするもので、自分の気持ちを言いやすいようにすべて選択式にしました。以前は記述式もしていたのですが、書いていることが友達に分かってしまうことから、書く子どもの立場に立って、ストレスチェックのようなアンケートを作らせていただいたのが1点であります。

2点目は52ページにありますように、周りの者がどれだけ気づくかというアンケートでありまして、これにつきましては、「傍観者は加害者」という観点もありますし、「傍観者も被害者」という観点もあります。そうしたことから、子どもたちが周りで悩んでいる状況を安心して出せるような形ということで、「友だちを守ろうアンケート」として、あえて無記名式にしました。さらに、実施する際の雰囲気的大事ですので、先生方の言葉がけの例を出しながら、子どもたちが表現しやすい、書きやすいという形で作らせていただきました。55ページは今申しあげたところをまとめさせていただきました。ただ、一番重要なことは、アンケート調査がすべてではないということです。55ページの一番下ですが、「子どもたちと教職員の信頼関係がアンケートの調査結果に大きく影響します。何よりも大切なことは、教職員が日頃から積極的なかわりを持ち、相談しやすい関係づくりに努めることです。」とあります。そのように、滋賀県では原則として全校で毎学期1回のアンケート調査をしていただいておりますが、アンケート調査が目的ではなく、子どもたちの声を聞くことが目的ですから、アンケート調査と併用しながら普段の信頼関係づくりの中で、子どもたちの悩みや思いをくみとるといった取組を今後も啓発していきたいと考えています。

(委員)

これまでのものから修正について考えておられますか。

(事務局)

御意見いただきながら、修正も考えていきたい。

(委員)

いじめ問題は重大な人権侵害でありますので、まずいじめがあるかないかを、生徒の

情報を聴いて知るとということが最大の目的だと思います。そのため、最初にアンケートを取るときは、いじめがありますか、ありませんかということをお聴くと思いますが、これが毎回出てくると、アンケートを書く時点で子どもたちは経験上分かっているわけで、いじめがあるかないかを聴かれていることとして生徒にレッテルをはられてしまう。いじめがあるなしの調査であるという点で、正直に書くか、ごまかそうとするかは生徒の判断になってくると思います。

最初のスタートはそれでよいと思いますが、継続的にやる上では、「生徒にとって、自分たちにどのようなメリットがあるか。生徒がアンケートに答えることを通して、どのような支援がされてプラスになることがあるのか。」というようにアンケートの記入を通して、生徒が分かるようなものになればよいと思います。例えば、「クラスの中で自分が大切にされていますか。先生が自分のことを理解していますか」などいじめがあるなしとは別の次元で、記入する生徒がどれだけ大切にされているか、クラス運営に参加しているか、先生が自分たちを見てくれているかなどの項目です。ストレス度などを見れば、いじめがあるなしの択一法のほかに、どのようないじめのリスクがあるかをデータが大きくなればなるほど、そのチェックがしやすくなるのではないかと思います。それと毎年データをとっていくと、去年に比べてとか一昨年と比べてどのような変化があるのかが把握でき、未然に対策をとれるのではないかと思います。いじめがあるなしを把握するという目的から次の段階に進むべきかと思えます。

(事務局)

御指摘のとおりだと思います。最初にこのアンケートを実施したときには、いじめを何としても見つけなくてはいけないとの思いで取り組んでいましたが、逆にそのことで子どもたちを苦しめたり、出なかつたりするので、幅広く子どもたちの思いをくみとる方策の一つとして、このような形に変更させていただきました。

(委員長)

委員がおっしゃたことは2つありまして、このアンケート調査がいじめの存否について認知するためのものであって、これはスタート地点ではアンケート調査の目的とされたものです。これがストレスチェックの意味で用いられて、何年かのデータをとれば、その学校、その教室においてどの程度ストレスが高まっているかが分かれば、いじめ発生のリスクについてもある程度分かるようになるだろうと、そのような利用の仕方もあるのではないかと思います。教育委員会につきましては、そのような趣旨でアンケート調査を実施していかれるのか、あるいは現に用いられているかについてはどうでしょうか。

(事務局)

1点目については御指摘の通りであります。2点目については今後検討させていただきます。

(委員長)

その上で当委員会において、アンケート調査について継続的に審議していくことになるかと思うのですが、どういうふうな審議していくのか、もう少し委員から意見をお聴かせいただければと思います。

(委員)

今の話に追加して、もう1点意見を述べたいと思います。アンケートの趣旨がいじめ

の発見だけを目的にすると、秘密にしたいことを先生に伝えるというストレスがかかることになる。それは人権侵害に関することなので、これについては発見するという趣旨が明確である。これに追加してストレスチェックの内容が入ってくると、子どもにストレスを与えるのとは違う内容で、「今困っていること。どうすることが望ましいのか。今どのようなストレス状態にあるのか」というチェック項目があると、その質問項目を読んで記入する行為自体が、今の自分の心理状況や家庭状況、学校での自分の位置、落ちつき具合、協力関係などを振り返る機会になる。議論しなくても、アンケートに記入し考えること自体に意味がある。そのことを考えて、それについて判断をしていくということは、アンケート自体にカウンセリング効果がある。アンケートをすることで、子どもの心の健康にとってプラスになるのではないかと思う。ストレスチェックについては、いじめがあるかないかは項目に入れながら、その項目を分析するだけでなく、他の間接的な項目を入れることで、いじめのリスクを知ることができる。例えば、「クラスで自分の発言が認められていない」とか、「協力関係を持っていない」とか、「大多数の者がこういったことがある」とか答えていると、こういう中でいじめが全くないかという、疑う部分があった方がよいと思う。いろいろな見地から、アンケートをするだけでなく、担任の先生や教員が自分たちの目で子どもの様子を見たり、話をしたりしながら、どうなのかを判断するための材料のアンケートになっていくと思います。

(委員長)

今の委員の願いみたいなものもアンケートの各項目に落とし込んでいく作業になりますが、それをどこで実施するのか。どのように作っていくのか。限られた委員会の場でやっていくのは難しいと感じています。であれば、どうすればよいかを考えますと、委員会の間に、事務局との間でメールにて、どういった表現でどういったことを聴いていくのかをやりとりし、次回あたりに事務局からそれを取りまとめた結果を中間報告として提案いただいて、みなさんで改めて協議して練っていこうと思いますが、よろしいですか。

(委員)

結構です

(委員)

私の方からは、仕組みが学校になじむのかなじまないのか、私も判断が難しいのですが、今現在どこへ行ってもアンケートの実施方法についてはこう、開始にあたってはこう、というふうに工夫することが日常的になってきています。学校現場においては直接先生がアンケートをするのは1つの方法だといえます。その中でも色々と検討していかなくてはいけないと思いますが、この方法しかないのかということだけでなく、学校という広い現場の中で、まず人目につかないで、なおかつ生徒が近づいても不自然にならないような場所に、学校の先生や学校に対する意見等を投函できる意見箱のようなものを常設していく。当然いたずらもあるかもしれませんが、その中のいくつかは真実が含まれていると考えていくべきなので、そういった方法、1つの方法だけでなくいくつかの方法を講じていくことも幅広くいじめの発見につながるのではないのでしょうか。

(委員長)

アンケートの実施方法についても議題にのせるべきだという趣旨だと思います。アンケートにつきましても、教育委員会から提供してもらっている「心のアンケート」にしても、「友だちを守ろうアンケート」にしても、種類の違うアンケート用紙があって、

それぞれどのような方法で実施していくべきかという違いを出してもよいのかということも併せて議論させていただければと思います。それにつきましては、アンケート項目が決まってから、御議論いただくということによろしいか。

(委員)

非常に細かいことなのですが、52 ページのアンケートの「友だちを守ろうアンケート」のQのところですが、「友だちの中で次のようなことがされていると感じることはありませんか」という文ですが、主語が分かりづらい文になっています。友だちがされているのか、友だちの中の自分がされているのか、2通り解釈できるような文になっているので、「次のようなことをされている人がいると感じることがありませんか」とした方がわかりやすいと思う。

(委員長)

主語を「あなたは」というふうに特定し、そのうえでアンケート調査を改めるということによろしいのでしょうか。

(事務局)

ポイントとして、感じる程度でも答えてほしいという思いがあることを御理解願います。修正させていただきます。

(委員長)

他に質問ありますか。

(委員)

事務局の方も実効的なアンケートを作っていた点を実感しています。私自身、PTSSC15 ストレスチェックの項目とか、東京書籍の i チェック等でのいじめの早期発見のテストを作ったりしている関係上、見ておりました時、文部科学省平成 23 年度のいじめを発見するきっかけとして、本人から 24.3%、アンケートから 23.9%とアンケート等からの発見率が高い。担任からは 19.5%、保護者からは 17.4%、保護者からもとても高い。そうすると保護者用のアンケートもいじめを防ぐ実効性があるのではないかと思う。保護者用のアンケートとなると、記名を基本として任意で子どもに回収させるのか、個人情報保護等考えなくてはいけないこともあると思う。また、アンケートを作るときに、困り感を問うアンケートを作ることによって、いじめについてのアンケートをしているのだということでは、ソフトな感じでのアンケートへの取組ができる。ただ、いじめアンケートを定期的にすることで、趣旨が書いてありますので、なぜこのアンケートをするのかという目的が徹底されると、いじめはしてはいけないことなのだということ、いじめの抑止効果になると思いました。

(委員長)

誰に対して、アンケートを実施するかという、対象の問題がひとつありました。生徒に対してと、保護者に対してとがありました。次に、アンケートをとる位置づけとしまして、1つ目がいじめの発見のため、2つ目がストレスチェックのため、3つ目がアンケートに記入することによるカウンセリング効果をねらってというものと、抑止効果をねらってというものがあつたと思います。その上で、アンケートをどのようにやるのかという方法論が続くのではないかと思います。これらについて、次回までに事務局の方で、できるところまでで結構ですので御用意いただくことは可能でしょうか。

(事務局)

委員の皆様にご意見をいただきながら修正をしていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお祈りいたします。

(委員長)

事務局からメールで御意見を伺いますので、みなさん御協力をお願いします。次回事務局から御提案いただくことということで、アンケート調査については次回も審議していくことによろしいですね。

(委員長)

続きまして、継続審議事項の2つ目として「調査マニュアル」についてですが、これにつきましては、次の議題(3)で取り上げますので、もう1つの継続審議事項「関係機関との連携」について御協議いただくこととなります。この点について事務局から説明いただけますか。

(事務局)

これについては、重要な課題だと思っておりますが、特に警察との連携につきまして少し補足をさせていただきます。川崎市事案の中でもいろいろと新聞等にも出ていたのですが、本県における警察との連携については、平成15年1月1日に「学校と警察との連絡制度」を全国に先駆けて検討し、実施は全国で3番目と非常に早い段階で整え、SST(生徒指導緊急特別指導員)の制度は平成15年度に実施しました。この2つを一緒に展開させていただく中で、警察の協力を得て、処罰でなく再発防止、健全育成を目的に、他の都道府県と比較してもスムーズに連携させていただいている状況です。その中で、御質問のありました生徒指導緊急特別指導員のことでありますが、非常に多くの事案の対応もさせていただいておりますので、警察のハードルが高い状況がありましたが、子どもたちのための連携がずいぶん進んでいると考えていますし、困り感がある学校に対しては、学校からの要請、もしくはこちらからも訪問させていただくという形で、連携をとりやすいように対応をさせていただいているところであります。

(委員長)

委員から御意見があると思うのですが。

(委員)

警察との連携もいろいろな形があると思いますが、前回の委員会でも少し提案させていただいたスクールポリスの導入について考えてみてはどうかというのが私の意見です。日本は言葉の壁がありまして、欧米のいじめ対策のノウハウが入りにくかったことが、日本のいじめ対策が遅れた大きな要因だと思うのですが、今はいろいろな文献も日本語で手に入りますし、海外のノウハウを入れていった方が有効ないじめ対策ができるのではないかと思います。学校に警察が入ることに対して難色を示す方もいますが、もう少し情報を集めて、吟味して考えていったらどうかと思います。

(委員長)

本日の審議の中では、スクールポリスの制度について触れなくていいでしょうか。

(委員)

(委員持参資料配布) スクールポリスをインターネットで検索してもヒットするのが少ないのですが、ちゃんとした文献でスクールポリスについて記載があるものを見つけましたのでお配りしました。45 ページを開けてください。スクールポリスはアメリカだけではないのですが、アメリカで特にノウハウがあるのではないのかと思います。45 ページのアメリカの生徒管理体制の後半を読んでいただいたら、スクールポリスがどうやって運営、機能しているかということが簡潔にまとめてあります。これを見ると、ここまでするのかという印象を持たれる方もいるのかと思います。日本とアメリカでは国の事情も違い、そのまま日本に導入するのは日本の事情にあわないと思いますし、日本の法律とか既存の枠組みでできることとできないことがあると思います。ただ、そのノウハウは学ぶべきだと思うのです。スクールポリスについて話す時間がかかるので、今後の議論の材料にしてもらいたい。

(委員長)

事前に委員とメールのやりとりをさせていただいていますので、若干私の理解で補足をします。どうやって学校現場からいじめをなくすのかについて、役割分担としてアメリカでは警察官も入れ、セキュリティオフィサーとしまして、これは地域の資源ですが、例えば保護者であったり、自治会の方であったり、学校では校長、教頭、スクールカウンセラーによってその秩序維持を行うという三段構えで取り組んでいらっしゃる。警察官をこのような形で日本において導入するかということは別にして、このようなことを議論の俎上に載せてもよいのではないかと思います。警察等との連携のあり方については、おそらくこの委員会でも協議していくことになるかと思います。どのように警察官の雇用を学校現場に生かしていくのか、そのことで教育の目的が変質しないように工夫をしていかなければいけないと思いますが、教育とは何かというそもそも論から議論していかないといけないと思います。そうでないと、ここまで教育の範囲だというのが各委員によっても個々バラバラであったり、私たちと教育委員会の皆さんとの間でも個々バラバラであったり、校務の効率化の観点からもここは切り離れた方がいいのではないかとと思われるようなものもあったりするのかなと思います。

そこで、そのあたりを私たちが学校現場の事情をあまり知らない者が野蛮なぐらいに議論をさせていただいて、学校現場とどうやってマッチさせていくのかという観点から修正をしていけばよいかを議論していきたいと思います。ですから、警察官という言葉だけでアレルギーを起こされる方もおられるが、どういった枠組みでアメリカでは取り組んでおられるのか、日本においてもその取組を生かす道はないのかどうかを議論いただければと思います。そのような認識で一致しているのではないかと思います。まずは、いくつかの文献を紹介していただいたので、先生とのやりとりのメールを皆さんに公開してもよろしいでしょうか。その中でもいくつかの文献を紹介いただき、読んでみようと思います。皆様にもそのメールを配信させていただきますのでそのメールを御覧になって、そのうえで次回議論させていただこうと思います。警察との連携については、次回そのような形で改めて議論させていただこうと思います。それ以外の連携の部分で、福祉との連携について委員から何かあるでしょうか。

(委員)

福祉の現場においても、私は児童相談所に長くおりましたが、以前はホットラインでここに書いてあるように、事件が起きれば警察官がかけつけてくれるという状況にあって、現在では警察官が常駐しているという状況になってきているので、そういう方向にあるのかと思います。学校という現場ではありますので、学校や福祉は子どもを守り育

てるという場所で、対処療法的なことではじめがなくなっても、いじめによる影響はその子たちの人生に影響しますので、ずっと支援が必要となってきます。その支援の観点から警察との連携はどうあるべきなのかを議論できる場所がないとだめではないのか。形の上の連携でなく、本当にその事案をしっかりと見立てをして、加害者・被害者ともにどういう支援が必要なのか、方向性を関係者・関係機関がしっかりと共有して、一つの方向に向かってそれぞれ役割分担して長期に支援していくという、県立学校を卒業しても支援をしていかなければならない重篤なケースも多いと思います。

そういったことにつながる基盤がつけられることが、先なのではないか。そのうえで、足りないところ、不十分なところ、どうあるべきかを考えていく。警察とのつながりの中で常駐が適切なのか、緊急で駆けつけていただくのでいけるのかどうかを見極めていかななくてはいけないし、ケースの見立てによって行動の規制をしなくてはいけない場合もあるので、警察の介入も考えていく必要があると思う。まずは、学校と警察だけで動いていくというよりも、色々な関係機関が支援していくことになりますので、最初から医療につながないとだめなケース、医学的な所見を手に入れないと対応できないケースもあるので、警察に限らず医療等を含めて議論できる場を作っていくことが、まずそういった機関との有機的な連携、機能的な連携、そういう情報共有、資源の共有の土台というものが大事だと思っています。

(委員長)

全体としてどのような制度設計を行うのか。それにあたっては、どういう順序で制度を現実のものにしていくかを考えていく必要があると思います。いじめの加害者の背景についても知っておく必要があると思います。家庭の事情が背景にあるケースもあれば、年齢特有の事情からいじめを行ってしまうものもあります。いじめといっても犯罪そのものもあれば、シカトしてしまったというレベルのものがあったり、いろいろないじめの現れ方があります。それらを十派一絡げで議論していくことは少しまずいし、そのような中で制度設計はできないと思うので、その辺を視覚的に目に見える形にしたうえで議論をしていきたいと思う。

また、小学校高学年から中学生になったりすると、危険ないじめは死につながったりすることもあるが、それ以前の段階で子どもたちに働きかけができないかを同時に考えていかなければいけないと思う。その時点において、二重三重の備えをすることも大切であるが、その子どもがいきなり中学生になるわけではなく、0歳から年を経てそこにいるので、その年齢でどういうふうにサポートして、いじめを起こらないようにしていくのか、その子の抱えている問題をどのように解決していくのかという視点も併せて必要なかと思っています。その辺を混ぜ合わせて議論すると、制度設計できないと思うので、事務局と話をして皆様に混乱が起きないように議論していければと思っています。教育学がご専門の委員から、先生のいじめ観や子ども観、教育とはどうあるべきなのかといったことと、私たち一般人には異質な存在の警察との連携について、現時点においてどう思われているかをお聞かせください。

(委員)

私自身は、岡山県でスクールカウンセラー等をしておりまして、岡山県は不登校が多く、暴力事案やいじめ事案も多いです。荒れている中学校を中心に1年間で複数回入り、スーパーバイズさせてもらっている。その中で、浅口市がスクールポリスを入れるような形をとっています。学校を回っていると、問題行動を起こす子どもは心の底に寂しさを抱えていることが多く、そこをしっかり向き合うことができれば、徐々に彼ら彼女らも心を開きまして、「先生来るの遅かったな」ということで、待ってられているような

状況です。他府県も入らせてもらう中で、反抗挑戦性障害の生徒がいたのですが、今は高校生になり進学校でがんばっている。いじめがらみで入らせてもらっていたのですが、小学校6年生から中学校3年生まで入り、事例研の中で、福祉、警察、関係機関と連携しながら、うまくいった対応の仕方の蓄積で彼の自己肯定感を高めていったのです。非常に難しいケースだったのですが、タイミングなどうまく対応できれば、非常に好転に結びついていくのだと思いました。

最先端のスクールポリス等の議論がなされている場に呼んでいただき、有り難いと思います。学校が子どもたちの安心・安全が実感できないといけないということでは、こういう議論も非常に大事だと実感して聴かせていただきました。教員養成の大学で学生が500名おり、そのアンケートの中で今こそ命の教育を進めるべきだと教員を目指している学生が言っています。心の教育や命の教育、道徳教育、関係機関との連携も含めて500名の学生が強く言っています。また、予防について、起こらない取組と関連して教師の指導力を高めていくと研修と結びついていくと思う。さらに、自己主張力が強い子どもへの指導ができていない、いわゆる権威・権力をもっている生徒には教師が指導を躊躇しているところがあるのかと思います。スクールカウンセラーへの指導助言という仕事もしております、発達障害をもっている子どもがいじめ被害にあっているケースが非常に多かったです。

(委員長)

具体的にどんなふうに制度設計をしていくかについて、御協力をいただきたいのでまたメールで意見交換させてください。その中で、どうやって警察を位置づけていくのかの御意見をいただきたい。そのうえで、現状教育委員会が具体的にどのように警察と連携をしておられて、どのあたりまで警察の方に担っていただいているのか、今後拡大を見通しているのかについて聴かせていただき、この場の議事に載せたいと感じていますが、そのような流れで議事を運営させていただいてよろしいか。

次回までに関係機関との連携について混乱なく議論できるような図か何かを用意させていただくとともに、現状どういった警察との連携がなされているのかについて詳細な資料を事務局に準備していただき、皆さんで情報を共有し合っていきたい。もう1つは、いじめの問題を警察だけで押さえるものではありませんので、どうやって福祉的な観点からも支援していけるのかを議論していかなければいけないと思います。その意味では、福祉機関との連携についてもどのような連携が必要なのか、どの時点においてどの福祉機関との連携が必要なのかを混乱なく議論できるように、次回図面を用意してもらうので、その場で議論できればと思います。そのような方向で関係機関との連携について次回にも協議を継続するというところでよろしいですか。

○議題（3）滋賀県立学校いじめ問題調査委員会のあり方および調査の方法について

(委員長)

続きまして、議題（3）「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会のあり方および調査の方法」についてです。私たちはいじめの調査を行うということで、委員への就任を要請されたところがありますが、いざいじめ重大事態が起きたときに調査をする際、今の状況でいじめ問題についてこの委員会が調査の主導権をとって進めていけるかというところ少し心許ないところがあります。その意味で、早急に議論させていただかなくてはならないと思い、本日の議題にさせていただきました。まずは事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

1点目の調査委員会の流れにつきましては、次回お示ししたい。その中で必要な観点をお伝えいただければと思います。2点目は、資料56ページをお開きください。私たちが作っているものは、多くは対応において配慮する点のマニュアルで、調査マニュアルが十分できていないということを御指摘いただいております。56ページは国の重大事態フロー図ですが、文部科学省におきましても、学校主体の場合でも事実関係を可能な限り網羅的に明確にするとか、因果関係の特定を急ぐべきではないとか、そういった全体的なところは書かれている。具体的などころとしまして、58ページに岩手県の例を載せましたが、いじめのことを聴く場合のシートを作っておられます。ひとつは、配慮事項はうちの場合も述べておりますが、こういった明確な調査マニュアルを御提示する中で、明確な調査をすることで子どもの有効な支援につながるということが1点です。そして、こういうものを示すことで、先生方のご負担が減るのではないかと思いますので、岩手県のものも踏まえながら、今後作っていきたいと考えております。61ページに本県が作っております「ストップいじめアクションプラン」の流れがありますが、そういう意味ではまだまだ不明確であります。例えば対策1の事実確認では、5W1H(いつどこで何を誰がなぜどのように)ということで、事実確認の留意点についてはいろいろと書いているのですが、行動の背景もしっかりとらえて、調査のあり方につきましてはいろいろと御指摘いただきまして、一定のマニュアルのようなものを作成できればと考えております。

(委員長)

補足で結構ですので、委員から御意見ありませんか。

(委員)

私も勉強不足ですので、不十分なもの(素案)しか考えていません。県外の会議等に行きますと、学校現場からは「どのような調査になるのかを不安に思う」との声が聞こえてきます。不安な状況の中で、私たちが調査に赴いても、明確な事実確認ができるのだろうかということを心配します。ひょっとしたら過去の事案に見るように大事なところが抜けているという状況になるおそれがあるのかと思います。そのためには、どのような枠組みで調査されるのか。どのような内容が問われて、その事実を伝えたことがどのように対応されて、どのように公表されていくのか。あるいは何らかの学校の意向が反映されるのか。学校だけでなく生徒自身もそうですし、保護者もそうですが、信頼関係を築いた上で調査するために、一定の枠組み、調査のシステムをあらかじめ公表して伝えて、意図を理解して正しい調査ができるような状況を作っておく必要があります。いじめを早期発見し、予防していくための大事な調査であるので、その辺をうまく学校と生徒、保護者等に、加害者側も、被害者側の保護者についても理解と信頼が得られるような形あるものをあらかじめ示していく必要があると思われまます。

(委員長)

私たちの調査委員会のあり方や調査の方法については、マニュアルに落とし込む作業をしていく中で、そのようなことを確認していく。具体的に考えられてよいのかと思いますので、そのマニュアルをつくるという方向で考えさせてもらってよいですか。それとも他の意見ございますか。

(委員)

今の件に関しては、特にありません。

(委員)

非常に素晴らしいと思います。このように作ってもらえると、その流れで我々はしっかり対応できるのではないかと思います。内容も非常によく検討していただいていると思います。他の県の分も、非常にわかりやすくまとめておられるなと思います。よく実際のケースに入った時に、学校現場で子どもたちが勘違いしていることが3つあります。教職員もあるのですが、被害者に対して「君自身も悪いところはなかったのか」、これは絶対に言うてはいけないのですが、いわゆるいじめられている側にも問題があるのではないかという考え方です。こういうものを強く出されたら、滋賀県教育委員会独自のプランができるのではないかと思います。次に、「見ているだけなら問題ない。私は何もしていないから」という傍観者のいじめで、よくこれも勘違いされています。もう1つが、言いつける、ちくすることは卑怯なことなのだという考え方です。全体に「そんなことはないよ。あなたが言ってくれたから1人の命が助かったのだよ」というところが色濃く出せると、現場の先生方も参考にされるし、指導に活きるのではないのかと考えながら見せてもらいました。非常に素晴らしいプランを作ってもらっていると思い、見せてもらいました。

(委員長)

ありがとうございました。他の委員何かありますか。

(委員)

このマニュアルを作ることは賛成です。マニュアルがないということは、どのような取扱いがされるのか、どのような調査が行われるか、親御さんは不安に思います。それだけでなく、担当する先生によって、質問項目が違ったり、混乱を招いたりする可能性がある。その保護者や生徒に安心・安全を与えるだけでなく、その関係する教員が何を大事にし、どのような手続きをするのかといった共通的なマニュアルを作ることで、マニュアル以外の大事なところはいじめを受けた子どもの救済であるということを忘れないでやるためにも、マニュアルは大切だと思います。

先日、事務局が説明に来られた時に、例としてお葬式の例を出しました。葬式を出さないといけない時には、誰が挨拶をして、誰が受付をして、マニュアルがないときは、結局故人のことを大事に考えるのではなくて、本当に何をしなければいけないかということで頭がいっぱいになってしまうのです。それと同じように調査をする時に、先生方も子どもや保護者のことは飛んでしまって、何か抜けていることがないかと、自分の仕事だけでいっぱい、いっぱいになってしまうので、それを緊急事態が起きる前から整理をすることで、具体的なこと以外に一番大事なことを考えることができるのではないかと思います。ぜひマニュアルを作っていただきたいと思います。

この資料8はよくできていると思います。子どもは誘導を受けやすいということと侵襲性があるということなので、何が起きたのかを聴くことで、いじめを受けていなかった子どもたちも罪の意識がありますので、過剰に強調した形での応答になることもありますし、先生方の質問項目に誘導されやすい。自発的に述べたことには信憑性が高いのですが、先生方が質問したあとに応答したものは信憑性が一段階落ちることになりますので、高学年と低学年でも発達段階でその客観的言動も違いもありますし、その辺りのところも学年層とか状況に応じた質問の仕方を検討していかなければいけないです。相手が言ったことと先生方が言ったことを明確にし、あとの情報整理するときに、自発データであるのか、質問によって聴き出されたデータであるのか、その辺りのチェックが時系列的にできるかどうかデータの情報性になります。どれだけ丁寧に聴いていても何か無理に引き出した内容があれば、調査全体が間違った調査ではないか。すべてが台

無しになってしまうので、そのあたり時間をかけてよいものができたらと思います。

(委員長)

調査マニュアルを作成するというので発言があったと思います。その調査マニュアルは誰のマニュアルかという、私たち調査委員のマニュアルであると理解でよろしいですか。学校現場での調査マニュアルでなく、私たち調査委員会のマニュアルでよろしいですか。次に、マニュアルを作るのに際して、どこが作るのか、この委員会はどこに関与するのかを皆さんにお尋ねします。私たちはこの調査マニュアルの作成について、どういう部分に関わるのか、すべてに関わるべきなのか、その辺をお聞かせください。

(委員)

委員がおっしゃったように、専門職でないとマニュアル化できないと思うので、専門職が積極的にかかわって原案を作っていて、事務局にあげていくような形を応援していかないと難しいと思うし、また教育委員会として学校の状況に合わせた、調査のあり方や留意点があるはずなので、その辺を含めてマニュアル化していくという配慮が大事だと思います。

(委員)

今委員がおっしゃったことと重なりますが専門家の視点は必要だと思います。マニュアルを1から作るというのは大変な作業ですので、たたき台があってそこに専門家の視点をいれて、盲点がないかということを見ていくほうが効率がよいと思います。

(委員長)

たたき台とは岩手県のをたたき台にするという趣旨の発言なのか、どこかがたたき台をいつから作るのですが、どうでしょうか。

(委員)

岩手県のものも非常によくできていると他の委員から評価されていますが、今隅々まで見ていないので、これがたたき台として妥当かどうかはわかりません。

(委員長)

諸外国にこういった調査マニュアルといったものはあるのでしょうか。

(委員)

諸外国という話がでたのでついでに言いますと、マニュアルの作成でも何でもそうですが、エビデンスに基づいたいじめ対策が一番大事だと考えています。医者視点だからそうなるのかもしれませんが、エビデンスとは、英語の辞書には「法廷における証拠」と書いてありますが、医療界では「治療が有効であるという根拠」という意味で、つまりそのやり方が正しいということのある程度保証する概念なのです。エビデンスレベルというものがあって、エビデンスレベルが高い、低いという言い方をしますが、エビデンスに基づいた医療 (evidence based medicine) が今の時代の常識になっています。

いじめ対策も同じだと思います。いじめ対策に成功している他の先進国では、エビデンスに基づいた対策がされていると思うのです。最初にいじめに着目したのが、スウェーデンとかスカンジナビア半島で、それと同じころに日本でもいじめに着目されているのですが、日本だけが遅れている。どうしてそうなったのかというと、他の国々は、他

の国の成功例に学んでその国のいじめ対策をしているのです。スウェーデンからイギリス、イギリスからアメリカです。しかし、日本は言葉の壁もあって、1980年代から90年代半ばまで、いじめについてはほとんど鎖国に等しい状況だったので、これだけ差がついてしまったのです。先ほどのスクールポリスのことを強く言うのも、これにエビデンスがあるからです。詳しくはこの文献を見てもらえればいいのですが、マニュアルの作成に関しても海外にこういうものがあるのかどうか調べていないのですが、あれば提示できればと思います。岩手県のマニュアルがどうして作られたかプロセスがわからないので、このマニュアルにエビデンスがあるのかわからない。だからもっと良いものがあればそれをたたき台にした方がいいのかもしれない。

(委員長)

もう少し、調査マニュアルを作っているところがあるのかどうかを調査して、あればそれをたたき台にして議論してきたいと思います。ないようであれば、ここでたたき台もなく議論できないので、どこかに作ってもらわないといけないのですが、事務局の方にお聴きしたいが、あてとかないですか。

(事務局)

こういったものをもとにして、委員の皆様と相談しながら作るということは可能です。

(委員長)

わたしの頭にあったのは、調査なので、名前は違いますが捜査と同じで、警察は事実調査のノウハウを相当程度お持ちなのかと思っています。そのようなOBの方で、御協力いただける方がおられれば、一緒に議論してたたき台を作っていくのもよいと思います。そのうえで、各専門家の皆さんにチェックをしていただいて、警察の捜査とは違いますので、何か配慮しなければいけないところだとか、学校特有の問題があって警察にさえノウハウを持っていないところもありますので、委員からこういうところはしっかり調査した方がよいという御指摘を得ながらマニュアルを作っていければと考えています。

今の段階で、こういうふうにマニュアルを作っていきましょうという段階までは言えないと思うので、ここでは調査委員会がもつマニュアルというものを作成していこう。それにあたってそのようなたたき台になるようなものがあるのかなのか。あればそれを集める。なければどこかでたたき台を作らなければいけないので、どういうふうに作っていくのかということをお次回までにある程度の案を示すということでもよろしいですか。そのような方向で、前年度継続して審議する事項に対しましては、すべて本年度改めて議論させていただきます。何かというと、アンケート、調査マニュアル、関係機関との連携、この3つとも皆さんと議論できればと思います。続いて、これ以外に議論しておいた方がよいのではないかという意見はありますか。

(委員)

急ぐ話ではないのですが、また学校になじむかわかりませんが、私は児童福祉の分野で仕事をしているので、当然のこととして第三者評価というのが導入されて、児童福祉の分野では法律上義務化されています。要は自主評価ではだめということになっています。学校というのは、すばらしい能力のある機関ですので、重要な評価項目は自分たちで考えられて、自主評価されて、一応公表までされているのですが、いくら優秀な機関であっても、第三者から見るといろいろ気付いているところも気付いていない点も多々あるのではと思います。児童福祉の分野では第三者、学校関係者以外の第三者が

評価をする。評価のためではなくて、学校現場が自主評価をされたことに対する第三者評価になりますので、いろいろと議論をしながら、評価項目はもちろんのことですが、できた、できないという監査ではなく、運営の評価ということで、どこに視点を置くのかということが大切です。

いじめでいえば子どもの権利がどのように守られているのか、どのように工夫をして守ろうとしているのかという実態が、100点満点の実態はありませんが、一定レベルの実効性のある取組がされているのか、着眼点としてはいじめ対策にとって必要な方向性というのは何なのかを浸透させていかないと、いつまでたっても教育委員会にあがっている調査結果は、これができました、あれができていくという監査評価になってしまう。これではいつまでもいじめをなくしていくという働きが弱いといえます。そういった第三者評価、評価項目も検討していかなければいけないし、その評価項目は何を狙っているのかという具体的な着眼点、そのためにどんなことが考えられるのか、いくつあってもよいわけでそういった議論する場が必要だと思います。学校数は多いですが、1000とも2000ともいわれる児童福祉施設では法律上で一斉にとりかかっていることから、学校でもできないわけではないので、そういった調査マニュアルのようなものを作成して、学校にも周知してもらって、自分ところの自主評価を基に、その評価が基準に対して適切かどうかを見ていく、確認していく。公表するかどうかは別の問題だが、そういった取組もあった方が、より実質的ないじめ対策につながっていく。そして、教員の皆さんが全員参加でいじめ問題に何らかの形で関わっていける。どこかで何年か先かわかりませんが、この調査委員会の中で俎上に少しずつ載せていけばよいなと思っています。

(委員長)

今直ちにはではないけどということですね。ちなみに、事務局の方で、学校の第三者評価機関の構想、また現実に評議員とかあるのかどうかを説明ください。

(事務局)

学校評議員制度がありまして、その評価項目にいじめの評価項目を必ず入れるということで、一項目入れて取り組んでいただいています。とりわけ昨年度ですが、各学校のいじめ基本方針を策定しました。それに基づいて、いじめの年間指導計画を立てるということで、それについてのチェックをし、運営するようにも伝えていきます。今後も学校に継続的に周知させていただきたいと思っています。

(委員長)

また、評議員がどのようなところを評価しているのかについても、参考となるような資料があれば提供お願いします。もう一つ議論しておかなくてはいけないのは、教育委員会からの諮問は2年越しの諮問でありまして、平成26年度はすでに答申しておりまして、平成27年度も来年3月に答申をしなければいけません。1年目私たちは、よく分かっていなかったところがあるので、学校現場の実態を知ったうえで、改めて何らかの答申をさせていただかなければいけません。そのような観点から、このようなことを報告してほしいとか、このような資料がほしいとか、学校現場の方に直接おいでいただいて、状況についてお聞かせいただく機会をほしいとか、答申書を書く上で希望があれば御発言いただけますか。なければ次回までメールで事務局までお知らせいただくといった方法でもよろしいでしょうか。

後で、年間スケジュールについて事務局の方から御報告いただくのですが、昨年と同じく年間4回しかなく、短い時間しかないので、次回にはそのうちの1つぐらいは実現しておきたいと思っていますので、みなさん早いうちにメールでお返ししていただくなり対

応してほしいと思います。

これ以外に、本日協議しておくべき事項がありましたら、御発言ください。なければ本日予定していた議事はここまでにして、最後に今年度のスケジュールについて確認をしていきたいので事務局よりお願いします。

(事務局)

今ほど委員長がおっしゃいましたが、アンケートの状況等も含めまして、もう少し我々も現場のいろいろな声も聞き取りまして、この委員会に反映させたいと考えています。では最後に本年度のスケジュールにつきまして、41 ページをご覧ください。2年間分ということでまとめているのですが、右側のところですが、5月13日に本日第1回を開催させていただきましたが、第2回として8月上旬を予定しております。これにつきましては、前回いろいろな施策等を検討していただいた時に、もう少し早い段階での情報提供がほしいとのご意見でしたので、昨年度よりは早い段階でやらせていただきたいと考えています。10月中旬には、平成26年度の文部科学省の実態調査を公表させていただきます。それを説明し、御意見いただきたいと思っております。そして、4月には答申をいただくということで、最終の会議としましては、3月中旬を予定しております。

(委員長)

このスケジュールにつきまして御意見ございましたらお願いします。なければ、本年度はこのスケジュールで委員会を開かせていただきます。昨年度と同じように、委員会の開催数が少ないですので、何とか実のある議論をするためにも、委員会の間でメールにて情報交換や意見交換をしていただければと思っています。その中で事務局に対して、資料を準備してほしい等の要望があればお願いします。

それでは、これで第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を終了いたします。委員のみなさまには議事運営に御協力いただきありがとうございました。